

（目的）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号以下「法」という。）第十四条第九項及び第十六条の規定に基づき同法に定めるもののほか、埼玉県教育委員会（以下「委員会」という。）の会議に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の招集）

第二条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員会教育長（以下「教育長」という。）が招集する。

2 教育長は、会議招集の日時、会議開催の場所及び会議に付議すべき事件を開会日の五日前までに告示しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

（会議）

第三条 会議は、定例会及び臨時会とし、その会期は一日とする。ただし、出席した教育長及び委員会委員（以下「委員」という。）の過半数がその必要があると認めたときは、会期を延長することができる。

（定例会）

第四条 定例会は、毎月二回これを招集するものとする。ただし特別の事情がある場合には変更することができる。

（臨時会）

第五条 臨時会は、教育長が必要があると認めたとき、又は委員二人以上から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があったとき、その事件に限り開くものとする。

（議案の提出）

第六条 議案を提出する者は、教育長とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、議案を提出することができる。

（動議の提出）

第七条 教育長及び委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は、これを議題としなければならない。

（会議の公開）

第八条 会議は、これを公開する。ただし、次の各号に掲げる事件について、教育長又は委員の発議により出席した教育長及び委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

- 一 任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関すること。
- 二 訴訟、審査請求その他の争訟に関すること。
- 三 知事又は議会に対する意見の申出その他知事、市町村教育委員会その他の関係機関との協議等を必要とすること。
- 四 個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあること。
- 五 前各号に定めるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあること。

2 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

（教育長及び委員の議席）

第九条 教育長及び委員の議席は、教育長が定める。

（教育長及び委員以外の出席者）

第十条 委員会事務局の職員（以下「職員」という。）は、教育長又は委員が必要と認めた場合委員会の承認を得て会議に出席するものとする。

2 委員会が必要と認めたときは、会議事件に関係ある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会議の庶務）

第十一条 委員会に書記長及び書記を置く。

- 2 書記長は、会議の事務を管理する。
- 3 書記は、書記長の指揮を受け会議の庶務に従事する。
- 4 書記長は、埼玉県教育局教育総務部総務課長をもって充て、書記は、職員のうちから委員会が任命する。

(会議の順序)

第十二条 会議の順序は、次のとおりとする。

- 一 教育長の開会宣言
- 二 前回議事録の承認
- 三 議事及び教育長の報告
- 四 その他の事項
- 五 教育長の閉会宣言

(教育長及び委員の辞職)

第十三条 法第十条の規定により教育長が辞職のため委員会の同意を求めようとするときは、法第十三条第二項に規定する委員（以下「教育長職務代理者」という。）に、委員が辞職のため委員会の同意を求めようとするときは、教育長に辞職同意願を提出しなければならない。

- 2 教育長又は教育長職務代理者が前項の辞職同意願を受理したときは、会議に諮り、その可否を決めなければならない。

(議事録の作成)

第十四条 会議の次第は、議事録に記載しなければならない。

- 2 前項の議事録は、教育長がこれを作成する。

(議事録の記載事項)

第十五条 議事録には、左の事項を記載する。

- 一 開会、閉会の年月日及び時刻
- 二 会議開催の場所
- 三 出席した教育長及び委員の氏名
- 四 会議を主宰した者の氏名
- 五 説明のため出席した者の氏名
- 六 委員会に提出された議案の題目
- 七 会議に付した議案の題目
- 八 発言の趣旨及び発言者の氏名
- 九 付議された事件の決定に関する事項
- 十 その他必要と認める事項

(議事録の署名者)

第十六条 議事録の署名者は、教育長及び出席した委員のうちから教育長が指名する一人の委員とする。

(議事録の承認)

第十七条 議事録は、次の会議においてその承認を求めなければならない。

(議事録の公表)

第十八条 議事録は、公表する。ただし、第八条第一項ただし書の規定により会議を公開しないこととした事件に係る部分については、この限りでない。